

入 札 説 明 書

広島県警察本部交通部運転免許課（広島市佐伯区石内南三丁目1番1号）

TEL: (082) 228-0110（内線）703-293 FAX: (082) 941-1158

業務名	指定自動車教習所職員講習業務委託			履行期間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	履行場所	1 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター 2 福山市瀬戸町大字山北54番地2 広島県東部運転免許センター
入札参加資格確認申請書提出期限	令和8年3月11日（水）	仕様書等に対する質問書提出期限	令和8年3月13日（金）	入札日時	令和8年3月24日（火） 午後2時30分	入札場所	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター 4階小会議室
注 意 事 項							契 約 事 項
<p>1 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について</p> <p>(1) 入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、誓約書のほか次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。</p> <p>ア 登記事項証明書 イ 定款 ウ 講習指導員名簿 エ 機密データの保存等に関する申出書 オ 別添「指定自動車教習所職員講習の実施を委託することができる者として公安委員会が認定するための基準」に基づき、別添「一般競争入札参加資格審査票」で示す審査項目の組織1～4を除く各書類</p> <p>(2) 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。</p> <p>(3) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。</p> <p>(4) 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）</p> <p>2 仕様書等について 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、書面により提出すること。</p> <p>3 入札について</p> <p>(1) 次に該当する場合は、その入札は無効とする。</p> <p>ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。 イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。 ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。 エ 入札者が二以上の入札をしたとき。 オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。 カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。 キ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。 ク 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。 ケ 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。 コ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。</p> <p>(2) 落札者がいないときは再度入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。</p> <p>(3) 再度の入札は5回を超えないものとする。</p> <p>(4) 入札執行について</p> <p>ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出しなければならない。ただし、有効期間の記載のある委任状をあらかじめ提出し、当該有効期間が入札の時期を含む場合は除く。</p> <p>イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出すること。</p> <p>ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入を禁じる。</p> <p>エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁じる。</p> <p>オ 入札室には、入札に必要な者以外は入室してはならない。</p> <p>4 契約書について</p> <p>(1) 落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から5日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。</p> <p>5 その他 落札者は、契約担当職員が必要と認める場合、一般競争入札事務処理要領に規定する別記様式第4号の2（経費内訳書）の作成及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査（再委託を行う場合は再委託先を含む。）に協力しなければならない。</p>							<p>1 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。</p> <p>2 入札保証金 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p>3 契約保証金 公告に定めるとおり ・平成19年10月1日以降に「61W研修等」又は「61Zその他」の業務で契約解除されその後当該契約種目の業務の履行実績がない者 <input type="checkbox"/>有 ・上記以外の者 <input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p>4 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約 <input type="checkbox"/>適用 <input checked="" type="checkbox"/>適用なし</p>
添 付 書 類							<p><input checked="" type="checkbox"/> 公告の写し</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 入札参加資格確認申請書の様式</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 誓約書の様式</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 入札書の様式・記載例</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 委任状の様式・記載例</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 契約書（案）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 仕様書</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 指定自動車教習所職員講習の実施を委託することができる者として公安委員会が認定するための基準</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 一般競争入札参加資格審査票</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 仕様書等に対する質問書の様式</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 機密データの保存等に関する申出書の様式</p> <p><input type="checkbox"/> その他 []</p>

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

広島県警察本部長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者)

(電話番号)

(FAX番号)

令和8年3月3日付けで公告のあった次の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

また、契約担当職員が必要と認めた場合、一般競争入札事務処理要領に規定する別記様式第4号の2（経費内訳書）の作成及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査（再委託を行う場合は再委託先を含む。）に協力します。

1 業 務 名：指定自動車教習所職員講習業務委託

2 添付書類（有）・無）

(1) 誓約書

(2) 登記事項証明書

(3) 定款

(4) 講習指導員名簿

(5) 機密データの保存等に関する申出書

(6) 別添「指定自動車教習所職員講習の実施を委託することができる者として公安委員会が認定するための基準」に基づき、別添「一般競争入札参加資格審査票」で示す審査項目の組織

1～4を除く各書類

誓約書

令和 年 月 日

広島県警察本部長 様

所在地

商号・名称

代表者名

(担当者名)

今般の 指定自動車教習所職員講習業務委託の競争入札に関し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1号等の法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を遵守することを誓約します。

また、次のことについて、異議はありません。

- この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察本部に送付されること。
- 法令に違反した場合等に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、損害金が請求されること及び契約が解除されることがあること。
- 契約が解除された場合に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、違約金を支払うこと。

入 札 書

事業名 指定自動車教習所職員講習業務委託

講習名	受講者1人当たりの単価	予定人数	合計(税込み)
副管理者講習	円	93人	円
技能検定員講習	円	392人	円
教習指導員講習	円	324人	円
合 計			円

※ 契約希望金額は消費税(10%)に相当する金額を含め記載する。

※ 落札者の決定方法は、講習種別ごとの受講者1人当たりの単価に予定人数を乗じて算出した年間総合計金額により決定する。

上記のとおり、広島県契約規則及び広島県会計規則について承諾のうえ入札します。

広島県警察本部長様

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(上記代理人)

入札書記載例

記載例 1～代表者が入札する場合

広島県警察本部長様

令和8年3月24日

所在地 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号

商号又は名称 株式会社 基町自動車学校

代表者職氏名 代表取締役 広島太郎 印

印鑑は法人印及び代表者印

記載例 2～受任者が入札する場合

広島県警察本部長様

令和8年3月24日

所在地 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号

商号又は名称 株式会社 基町自動車学校

代表者職氏名 代表取締役 広島太郎

(上記代理人 委任花子 印)

印鑑は受任者印

注：代表者印はあってはならない。

委 任 状

令和 年 月 日

広島県警察本部長様

委任者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、 を代理人と定め、次の権限を委任します。

令和8年3月24日に広島県運転免許センターにおいて実施される指定自動車教習所職員講習業務委託の一般競争入札に関する一切の件

使 用 印 鑑

～記載例～

委 任 状

令和 年 月 日

広島県警察本部長 様

委任者 所在地 広島市中区基町9番42号

商号又は名称 広株式会社 (会社印)

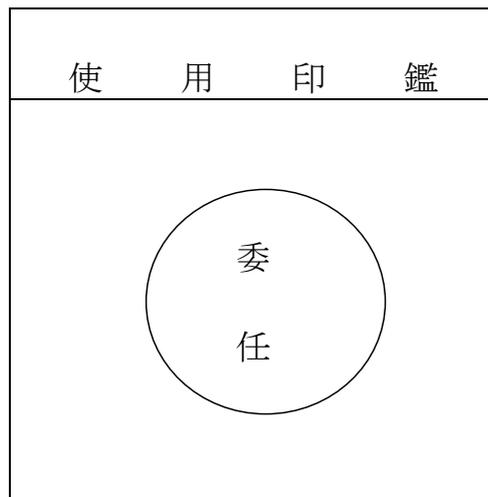
代表者職氏名 代表取締役 広島太郎 印

(代表者職印)

(委任者を記入)

私は、委任 花子を代理人と定め、次の権限を委任します。

令和8年3月24日に広島県運転免許センターにおいて実施される指定自動車教習所職員講習業務委託の一般競争入札に関する一切の件



*入札書へ押印する
使用印鑑を押して
ください。

業 務 委 託 契 約 書(単価契約)

1 業 務 名 指定自動車教習所職員講習業務委託

2 履 行 場 所 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター
福山市瀬戸町大字山北54番地2
広島県東部運転免許センター

3 履 行 期 間 令和8年4月1日 から
令和9年3月31日 まで

4 契 約 内 容

区 分	予定人数	単 価 (一人当たり)
副 管 理 者 講 習	93人	(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)
技 能 検 定 員 講 習	392人	(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)
教 習 指 導 員 講 習	324人	(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)

5 委 託 料 限 度 額 _____ 円

6 契 約 保 証 金 _____ 免 除

7 特 約 事 項

別紙「特約事項について」のとおりとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島市中区基町9-42

氏名 広島県契約担当職員
広島県警察本部長 森本 敦司 印

受注者 住所

氏名

特約事項について

条 文

- 第1条 業務委託契約約款（以下「約款」という。）第3条に定める「業務工程表」は、別添「指定自動車教習所職員講習業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に定める「令和8年度指定自動車教習所職員講習実施計画」の提出によるものとする。
- 第2条 約款第13条ただし書の規定にかかわらず、第三者への業務の再委託は禁止する。
- 第3条 約款第28条第4項、同条第6項、第42条第1項第1号、第45条第2項及び第48条第1項の規定の適用については、「委託料」とあるのは、「業務委託契約書(単価契約)「5委託料限度額」」と読み替えるものとする。
- 第4条 約款第30条第1項に定める受注者が行う業務完了の通知は、四半期毎の委託業務の実績について、別記様式第1号「業務委託実施状況報告書」により、各期終了後の翌月5日（5日が閉庁日の場合は翌開庁日、1月から3月分は3月31日）までに発注者に報告する方法で行うものとする。
- 第5条 約款第30条第2項に関する業務の完了を確認するための検査にあっては、受注者の立会いは要しない。また、発注者が行う受注者への検査結果の通知は、約款第2条にかかわらず、口頭により行うものとする。
- 第6条 委託料の支払は四半期毎に業務委託契約書(単価契約)「5委託料限度額」の範囲内で「4契約内容」に記載する区分ごとの単価に、四半期毎の業務委託の実績数量を乗じて得た金額を受注者に支払うものとする。
- 第7条 受注者は、約款第31条による委託料の支払の請求は、別記様式第2号「請求書」により行うこと。
- 第8条 発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

業務委託実施状況報告書

令和 年 月 日

広島県警察本部長様

住所

氏名

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで指定自動車教習所職員講習の業務委託について、実施した状況は次のとおりです。

1 講習別実施人員

月 別	副管理者講習	技能検定員講習	教習指導員講習
月			
月			
月			
計			

2 講習別内訳

別紙「指定自動車教習所職員講習状況一覧表（令和8年度）」のとおり

注： 四半期ごとに報告すること。

指定自動車教習所職員講習状況一覧表（令和8年度）

区分	講習開催年月日		受講人員	講習会場	備考	
副管理者	令和 年 月 日		人	<input type="checkbox"/> 免許センター		
				<input type="checkbox"/> 東部免許センター		
	令和 年 月 日		人	<input type="checkbox"/> 免許センター		
	小計	回	人	<input type="checkbox"/> 免許センター <input type="checkbox"/> 東部免許センター		
技能検定員	月 日 合同講習 人	令和 年 月 日	人	<input type="checkbox"/> 免許センター		
		令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 東部免許センター		
	月 日 合同講習 人	令和 年 月 日	人	<input type="checkbox"/> 免許センター		
		令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 東部免許センター		
	月 日 合同講習 人	令和 年 月 日	人	<input type="checkbox"/> 免許センター		
		令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 東部免許センター		
	月 日 合同講習 人	令和 年 月 日	人	<input type="checkbox"/> 免許センター		
		令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 東部免許センター		
	小計	人	回	人		
	教習指導員	月 日 合同講習 人	令和 年 月 日	人	<input type="checkbox"/> 免許センター	
令和 年 月 日			<input type="checkbox"/> 東部免許センター			
月 日 合同講習 人		令和 年 月 日	人	<input type="checkbox"/> 免許センター		
		令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 東部免許センター		
月 日 合同講習 人		令和 年 月 日	人	<input type="checkbox"/> 免許センター		
		令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 東部免許センター		
月 日 合同講習 人		令和 年 月 日	人	<input type="checkbox"/> 免許センター		
		令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 東部免許センター		
小計		人	回	人		
総合計人員		人	回	人		

請 求 書

¥ _____

(消費税及び地方消費税を含む。)

但し、令和 年 月 日から令和 年 月 日の間に実施した指定自動車教習所職員講習業務委託の委託料として請求します。

【請求の内訳】

副 管 理 者 講 習	円 × 名 = 円
技能検定員講習	円 × 名 = 円
教習指導員講習	円 × 名 = 円
合 計	円

令和 年 月 日

広島県警察本部長 様

〒 _____

住所

氏名

広島県債権者コード	
-----------	--

業 務 委 託 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（業務委託契約書（以下「契約書」という。）を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務（以下「業務」という。）の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）がある場合は、当該成果物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務の履行のため、又は成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第51条第1項の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、広島地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める催告、指示、請求、

通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に口頭で行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 3 発注者及び受注者は、この約款の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日（発注者が認める場合は、その日数）以内に仕様書等に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

- 3 この約款の規定により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 5 第1項の規定に基づく業務工程表の提出は、発注者が必要ないと認めたときは、免除することができる。

(契約保証金)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約書に記載された金額の契約保証金を発注者に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する契約保証金は、発注者が必要ないと認めたときは、免除することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ、発注者の承諾を得

た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物を含む。）及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第6条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物を含む。）及び業務を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（機密情報の保護及び情報セキュリティ）

第7条 受注者は、業務を行うため機密情報を取り扱うに当たっては、別記「機密情報取扱特記事項」を守らなければならない。

- 2 受注者は、業務を行うため機密情報を電磁的記録で取り扱うに当たっては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

（実地調査など）

第8条 発注者は、必要があると認めるときはいつでも、受注者に対し業務の実施の状況及び業務に従事する者に係る次に掲げる事項などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

- (1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）の支払をすること。
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
- (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
- (4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に係るものに限る。）をすること。

(5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

- 2 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。
- 3 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

（実施場所）

第9条 受注者は、業務を契約書及び仕様書等に記載する履行場所において実施するものとする。

- 2 受注者は、業務の実施場所において、発注者の安全及び衛生管理に関する規則を遵守するものとする。
- 3 契約書に履行場所の指定がない場合は、前2項の規定は適用しない。

（著作権の譲渡等）

第10条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（同法第27条及び第28条の権利を含む。以下この条から第12条までにおいて「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（同法第2章第3節第2款に規定する著作権者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

（著作権者人格権の制限）

第11条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。

- (1) 成果物の内容を公表すること。
- (2) 成果物に受注者の実名若しくは変名を表示すること又は表示しないこと。
- (3) 成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (4) 成果物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (5) 成果物の題号を変更、切除、その他の改変をすること。

2 受注者は、著作者人格権(著作権法第18条、同法第19条及び同法第20条)を行使してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を書面で得た場合はこの限りでない。

(著作権の侵害防止)

第12条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者が、自己の費用と責任で、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第13条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託(二以上の段階にわたる委託及び受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)への委託を含む。)し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第14条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下この条において「特許権等」という。)の対象となっているものを業務に使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその特許権等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(貸与品等)

第15条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書等の変更等によって不用

となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第16条 受注者は、業務の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときにあつては、合理的な範囲で、履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときにあつては必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第17条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書等にごびゅう又は脱漏があること。

(2) 仕様書等の表示が明確でないこと。

(3) 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。

(4) 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見

を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、発注者は、必要があると認められるときは、仕様書等の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書等の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときにあっては、合理的な範囲で、履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときにあっては必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第18条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときにあっては、合理的な範囲で、履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときにあっては必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第19条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(第28条第1項において「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 前2項の規定により業務を一時中止した場合において、発注者は、合理的な範囲で、必要があると認められるときにあっては履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときにあっては必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第20条 受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事

項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により仕様書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認められるときは、合理的な範囲で、履行期間又は委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第21条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、合理的な範囲で、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、合理的な範囲で、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、合理的な範囲で、必要があると認められるときにあっては委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときにあっては必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第23条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日(発注者があらかじめ定める場合は、その日数)以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に

協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(委託料の変更方法等)

第 24 条 委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 25 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第 26 条 業務の完了前(成果物がある場合は、当該成果物の引渡前)に、業務を行うにつき生じた損害（成果物がある場合は当該成果物に生じた損害を含み、次条第 1 項から第 3 項まで又は第 28 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めると

ころにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 27 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前 3 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 28 条 業務の完了前(成果物がある場合は、当該成果物の引渡前)に、天災等（仕様書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（第 6 項において「不可抗力」という。）により、成果物（未完成のものを含む。以下この条において同じ。）、仮設物又は業務の実施場所に搬入した業務の用に供する機器に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受

注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（成果物又は仮設物若しくは業務の実施場所に搬入した業務の用に供する機器であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、委託料の額を上限として、委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。損害合計額のうち、発注者が負担しない額については、受注者が負担しなければならない。
- 5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - (1) 成果物に関する損害 損害を受けた成果物に相応する委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 仮設物又は業務の実施場所に搬入した業務の用に供する機器に関する損害 損害を受けた仮設物又は業務の実施場所に搬入した業務の用に供する機器で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「委託料の100分の1を超える額」とあるのは「委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差

し引いた額」として同項を適用する。

（委託料の変更に代える仕様書等の変更）

- 第29条 発注者は、第14条、第16条から第20条まで、第22条、第25条、第26条、前条又は第32条の規定により委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

- 第30条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の規定による検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
 - 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
 - 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

（委託料の支払）

- 第31条 受注者は、前条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。第3項及び第48条第3項において同じ。）の検査に合格したときは、委託料の支払を請求することができ

る。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果物の使用）

第 32 条 発注者は、第 30 条第 3 項又は第 4 項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第 33 条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が種類品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、契約内容に適合し、かつ発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を

明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を超過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第 34 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条から第 38 条までの規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第 35 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を超過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第 33 条第 1 項又は同条第 2 項の履行の追完がなされないとき。

(4) 正当な理由なく第 8 条第 1 項に規定する報告の求めに応じず、又は調査に協力しないとき。

(5) 第 8 条第 1 項に規定する業務に従事する者に係る報告又は調査において、法令違反が判明し、当該違反が過失以外の場合であるとき、又は当該違反について是正されないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 36 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 5 条第 1 項の規定に違反して委託料債

権を譲渡したとき。

- (2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された成果物に契約不適合がある場合において、その不適合が成果物を棄却した上で再び作成しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 第 41 条又は第 42 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

第 37 条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 受注者が、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 発注者は、排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1

項第 1 号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 第 45 条第 2 項及び第 6 項の規定は、前 2 項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第 38 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前 3 号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受注者が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに

従わなかったとき。

- 2 第 45 条第 2 項及び第 6 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 39 条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

- 3 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 40 条 第 35 条又は第 36 条の各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 35 条又は第 36 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 41 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 42 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 18 条の規定により仕様書等を変更したため委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 19 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 43 条 第 41 条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による

契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 44 条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下この項及び第 4 項において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（次項において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

- 2 前項の既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務の実施場所に受注者が所有又は管理する成果物（未完成のものを含み、第 1 項に規定する検査に合格した既履行部分に該当するものを除く。）、業務の用に供する機器、仮設物その他の物件（第 13 条ただし書の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 5 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ当該各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

- (1) 成果物に関する撤去費用等 契約の解除が第 35 条から第 38 条までの規定によるときは受注者が負担し、第 34 条、第 41 条又は第 42 条の規定によるときは発注者が

負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。

6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により発注者が負担する業務の成果物に係るものを除く。）を負担しなければならない。

7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第35条から第38条までの規定によるときは発注者が定め、第34条、第41条又は第42条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、同項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第35条又は第36条の規定により、成果物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第35条又は第36条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき

事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、発注者が業務の未履行分に相当する委託料として定める額につき年14.5パーセント（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で算定した額とする。

6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第46条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 41 条又は第 42 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないうとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 31 条第 2 項の規定による委託料の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、年 2.5 パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 47 条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第 30 条第 3 項又は第 4 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその

契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

7 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（損害金の予定）

第 48 条 発注者は、第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、委託料の 10 分の 2 に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前 2 項の規定は、第 30 条第 2 項の規定による検査に合格した後も適用されるものとする。

（保険）

第 49 条 受注者は、仕様書等に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第 50 条 発注者は、この契約に基づく受注者の賠償金、損害金又は違約金と、発注者の支払うべき委託料とを相殺することができるものとし、なお賠償金等に不足があるときは受注者に対し追徴するものとする。

（紛争の解決）

第 51 条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人 1 名を選任し、当該調停人のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは

発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（契約外の事項）

- 第52条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（関係書類の整備）

- 第53条 受注者は、業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、履行期間終了の日から5年間、保存するものとする。

機 密 情 報 取 扱 特 記 事 項

第 1 章 基本的事項

(機密情報)

第 1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、提供方法及び媒体を問わず、本件業務を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得若しくは作成した情報（公になっている情報及び本契約後に公になった情報を除く。以下「機密情報」という。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受注者は、業務に関して知り得た機密情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外利用・提供の禁止)

第 3 受注者は、機密情報を本件業務の履行のために必要な範囲において利用できるものとし、発注者の指示又は承諾があるときを除き、利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製又は加工)

第 4 受注者は、発注者が禁止している場合を除き、本件業務の履行のために必要な範囲において機密情報を複製又は加工することができるものとし、複製又は加工により生じた情報についても本契約に基づく機密情報として取り扱うものとする。

(安全管理措置)

第 5 受注者は、機密情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第 6 受注者は、業務に従事している者（正社員のほか、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、機密情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う機密情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育の実施)

第 7 受注者は、機密情報の情報セキュリティに対する意識の向上及び漏えい等の防止のため、従事者に対し適切な教育及び研修を行わなければならない。

(機密情報の持ち出しの禁止)

第 8 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、機密情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第 9 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）

する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく機密情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第10 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第11 受注者は、再委託等をする場合には、再委託する業務における機密情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(機密情報の返還、消去又は廃棄)

第12 受注者は、機密情報及び機密情報が記録された媒体等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還、消去又は廃棄しなければならない。また、発注者から求められた場合にはその状況を報告しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、業務を処理するために取り扱う機密情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。また、機密情報の適切な管理を確保するため必要と認められる場合には、受注者に対し必要な指示を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第14 受注者は、業務に関し機密情報の漏えい等若しくは機密情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(契約解除)

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16 受注者が本特記事項に違反したことにより発注者又は第三者に損害を及ぼした場合には、発注者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、発注者又は第三者に対して生じた損害を賠償するものとする。

(存続期間)

第17 本特記事項の効力は本件業務に係る契約期間の満了まで有効とする。ただし、第2(秘密の保持)、第12(機密情報の返還、消去又は廃棄)、第14(漏えい等の発生時における報告)及び第16(損害賠償)の規定については、契約期間の満了後も有効に存続するものとする。

(協議事項)

第18 本特記事項に定めのない事項に関しては、別途発注者と誠実に協議の上、円満な解決を図るものとする。

第2章 個人情報の取扱いに係る特約

(趣旨)

第1 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得又は作成した機密情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保

護法」という。)第2条第1項に規定する個人情報が含まれる場合には、個人情報保護法に基づき個人情報を取り扱うとともに、本特記事項第1章の規定に加えて、本章の規定を遵守しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第2 受注者は、業務を行うに当たっては、個人情報保護法に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(取得の制限)

第3 受注者は、業務を行うに当たって個人情報を取得する場合には、業務を遂行するために必要な範囲として発注者が指定した範囲を超えて、個人情報の取得及び保有を行ってはならない。

(利用目的の明示)

第4 受注者は、業務を行うに当たって本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、発注者の指示に従い、個人情報保護法第62条に規定する利用目的の明示等の必要な措置を行うものとする。

(安全管理措置)

第5 受注者は、個人情報保護法第66条第2項の規定に従い、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第6 受注者は、個人情報取扱作業責任者及び従事者に対して、個人情報の保護及び個人情報取扱業務の適切な遂行のために必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(再委託等)

第7 受注者は、発注者の書面による承諾を得て再委託等を行う場合には、再委託等の相手方に対し、本章の規定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとし、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

情報セキュリティに関する特記事項

(総則)

第1 この特記事項は、受注者が業務を行うに当たって、機密情報取扱特記事項第1章第1に規定する「機密情報」が含まれた電磁的記録を取り扱う場合の特則を定めるものであり、受注者は、機密情報取扱特記事項と合わせて本特記事項を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第2 受注者は、業務を行うに当たっては、別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

(安全管理措置)

第3 受注者は、機密情報を含む電磁的記録（以下「機密データ」という。）の取扱いに当たっては、機密データの漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等の防止のために、必要かつ適正な管理（以下「安全管理措置」という。）を行うものとする。

(作成、複製又は加工)

第4 受注者が、機密データを作成、複製又は加工（以下「作成等」という。）しようとする場合には、本件業務の履行のために必要な範囲において行うものとし、作成等の途上で生成される情報についても、第3と同等の安全管理措置を講じなければならない。また、作成等の途上で不要となった情報については、随時消去するものとする。

(機密データの保存等に係る届出)

第5 受注者はあらかじめ、業務の遂行において取り扱う機密データの保存先等の情報（オンラインストレージ等のクラウドサービスを使用している場合に当たっては、利用契約先の情報等を含む。）を別記様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届出を行うものとする。

(機密データの持出等の禁止)

第6 受注者は、あらかじめ発注者の承認を得た場合を除き、機密データの社外への持出及び第5により届出を行っていないオンラインストレージ等のクラウドサービス上に保存する行為を行ってはならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 受注者は、機密データの業務遂行の目的以外の目的による利用及び第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等及び同条第4号の2に規定する親会社等を含む。）への提供を行ってはならない。

(生成A Iの利用)

第8 受注者は、本契約に基づく業務遂行のため、生成A I（文章、画像、プログラム等を生成できるA Iモデルをいう。以下同じ。）又は生成A Iを利用したサービス（以下「生成A I等」という。）において機密データを取り扱う場合には、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 受注者は、本業務に関して入力した内容が生成A I等の学習に利用されない生成A I等を使用すること。
- 2 生成A I等を利用して作成した納品成果物については、生成A I等を利用している旨を発注者に明示して納品すること。
- 3 利用する生成A I等に関する情報をあらかじめ別記様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届出を行うこと。

(教育の実施)

第9 受注者は、機密データを取り扱う従事者に対し、別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」を理解し、実践するために必要な情報セキュリティに係る教育及び訓練を実施するものとする。

(再委託等に当たっての留意事項)

第10 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方にこの特記事項及び別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」を遵守させなければならない。

(再委託等に係る連帯責任)

第 11 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(機密データの返還等)

第 12 受注者は、本契約による業務を遂行するために利用又は作成した機密データについて、業務完了後直ちに、返還又は消去を行うものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託等の相手方からの回収等)

第 13 受注者が発注者の承認を得て再委託等の相手方に機密データを提供した場合において、受注者は、業務終了後直ちに再委託等の相手方から機密データを回収し、又は再委託等の相手方に消去させるものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(報告等)

第 14 報告等については、次のとおりとする。

- 1 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、この特記事項の遵守状況その他のセキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。
- 2 受注者は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合(再委託等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。)は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で取り扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第 15 発注者は、この特記事項の遵守状況の確認のため、受注者又は再委託等の相手方に対して立ち入り検査(発注者による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第 16 発注者は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合(再委託等の相手方により発生した場合を含む。)は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第 17 発注者は、本契約に係る受注者の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第 18 受注者が本特記事項に違反したことにより発注者又は第三者に損害を及ぼした場合には、発注者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、発注者又は第三者に対して生じた損害を賠償するものとする。

(存続期間)

第 19 本特記事項の効力は本件業務に係る契約期間の満了まで有効とする。ただし、第 12 (機密データの返還等)、第 13 (再委託等の相手方からの回収等)、第 14 (報告等。ただし、第 1 項の規定を除く。)及び第 18 (損害賠償)の規定については、契約期間の満了後も有効に存続するものとする。

(協議事項)

第 20 本特記事項に定めのない事項に関しては、別途発注者と誠実に協議の上、円満な解決を図るものとする。

受託者向け情報セキュリティ遵守事項

1 趣旨

この受託者向け情報セキュリティ遵守事項は、情報セキュリティに関する特記事項（以下「特記事項」という。）に基づき、受注者が業務を行う際の細則及び具体的な手順を定めたものであり、受注者は特記事項と合わせて遵守する義務を負う。

2 機密データの管理・保管及び持出

(1) 管理・保管

受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

(2) 持出

受注者は、特記事項第6（機密データの持出等の禁止）に基づき、あらかじめ発注者の承認を得て機密データを社外へ持ち出す場合には、機密データを出力又は保存した機器又は媒体について盗難及び紛失が発生しないよう十分な対策を講じるとともに、機密データの暗号化又は電子ファイルを開くためのパスワードを設定するなど第三者への漏えい等を防ぐための安全管理措置を講じること。

3 クラウドサービスの利用

(1) 事前の届出

受注者は、オンラインストレージ等のクラウドサービス（以下「クラウドサービス」という。）を利用して機密データを取り扱う場合には、特記事項第5（機密データの保存等に係る届出）に基づき事前に届出を行ったクラウドサービスを利用するものとする。また、利用するクラウドサービスを変更しようとする場合には、あらかじめ再度の届出を行うものとする。

(2) 提供事業者によるアクセス等

受注者がクラウドサービスにおいて機密データを取り扱う場合には、当該クラウドサービスの提供事業者による機密データのアクセス若しくは利用等が可能な契約又は利用規約とされているクラウドサービスを使用してはならない。ただし、発注者から承諾がある場合にはこの限りではない。

(3) 機密データの消去等

受注者は、業務中にクラウドサービスにおいて取り扱う機密データについて、不要となった時点で随時に機密データの消去を行うとともに、業務完了後はデータの消去又は暗号鍵を削除する等の対応により、保存した機密データが復元困難となる措置を講じること。

4 情報機器等の管理

(1) 情報機器

受注者は、機密データを取り扱う機器（ノートPC及びタブレット等の端末、サーバ等）をネットワークに接続して使用する場合には、セキュリティ対策ソフトの導入等により外部からの侵入及び漏えい等を防止するための必要な対策を講じるとともに、OS及びソフトウェアを最新の状態に更新するなど、セキュリティの脆弱性に関する対策を講じなければならない。

(2) ネットワーク接続

機密データを取り扱う機器又は情報システムを外部のネットワークと接続して利用する場合には、取り扱う機密情報の重要性に応じて、適正なセキュリティ対策を講じること。

5 パスワード管理

機密情報の保管・管理、電子ファイルの閲覧制限、情報システムの管理その他のセキュリティ対策のため、パスワードによる管理を行う場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 従事者個人に割り当てられたパスワードは当該従事者以外の者に漏れることがないように適切に管理すること。
- (2) パスワードが流出したおそれがある場合には、受注者におけるセキュリティ管理者に速やかに報告するとともに、パスワードを変更する対応を行うこと。

6 情報の送受信

受注者が、発注者又は発注者が送付先として指定した者を送り先として機密データを含む情報を送受信する場合には、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 電子メール
 - ア 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
 - イ 発注者が送付先として指定したメールアドレスが複数ある場合の送信については、送付先のメールアドレスを BCC に入れる又は個別送付が可能なソフトウェアを利用するなど、送付先のメールアドレスの漏えいを防ぐための適切な対策を講じること。
- (2) ファイル交換・転送サービス
ファイル交換・転送サービスによる送受信を行う場合は、発注者が指定したサービスとすること。
- (3) オンラインストレージ
オンラインストレージを利用して送受信を行う場合には、発注者が指定したオンラインストレージを利用すること。

7 従事者の教育

特記事項第 9（教育の実施）に基づき、受注者は次の事項を遵守すること。

- (1) 従事者の教育状況の管理
受注者において、本業務の従事者が適切な教育及び訓練を受けた者であるか確認すること。また、業務の履行期間中であっても、教育状況が不十分と思われる事案が生じた場合は、追加の教育及び訓練を実施すること。
- (2) 教育状況の報告
受注者は、本契約の期間中に発注者が従事者の教育状況の確認を求めた場合には、教育及び訓練の内容、実施日時並びに受講状況等を報告すること。
- (3) 再委託先等の従事者
再委託先等の従事者の教育状況について発注者が確認を求めた場合には、(2)の報告に代えて、受注者が再委託先等の教育状況を確認した方法及び内容について報告すること。

8 機密情報の漏えい・紛失の防止策の徹底

受注者は、機密情報の漏えい・紛失を防止するため、次の事項に留意するとともに、機密情報を取り扱う従事者に対し適切な指示及び監督を行うこと。

- (1) ノート PC 等のモバイル端末の社外利用
ノート PC 等のモバイル端末を社外で使用する場合には次の事項を遵守すること。
 - ア ノート PC 等のモバイル端末を第三者が使用することがないように、利用認証等の適切なセキュリティ対策を行うこと。
 - イ ノート PC 等のモバイル端末に直接機密データを保存する場合には、データ暗号化等による紛失・盗難時の対策をとること。
 - ウ 飲食店、公共施設、休憩所など、本件業務と関わりのない不特定多数の者が利用する場所において、ノート PC 等のモバイル端末を利用しての業務を行わないこと。
 - エ 公衆 Wi-Fi 等の不特定多数の者が利用可能なネットワークに接続しないこと。
 - オ ノート PC 等のモバイル端末の紛失及び盗難に十分注意するとともに、短時間であっても部外者が立ち入る恐れのある共用スペースや車内に放置しないこと。
 - カ 盗難及び紛失の防止のため、酒席へのノート PC 等のモバイル端末の持込みを行わないこと。
- (2) 書類の取扱いについて
機密データを印刷した書類については、次のとおり取り扱うこと。
 - ア 機密データを書類として出力する場合には、情報の流出防止のため、必要最低限の範囲に限るものとし、不要となった時点でシュレッダー等による廃棄を行うこと。

イ 飲食店、公共施設、休憩所など、本件業務と関わりのない不特定多数の者が利用する場所において、当該書類を用いた業務を行わないこと。

ウ 発注者の承諾がある場合を除き、第三者への閲覧、複写又は提供を行わないこと。

エ 盗難及び紛失の防止のため、酒席へ当該書類の持込みを行わないこと。

(3) その他の禁止事項

ア 不特定多数の者が立ち入る場所で携帯電話等の通話手段を利用する場合には、機密情報が含まれる内容を話してはならない。

イ 部外者が聞き取る可能性がある場所（公共交通機関、エレベータ、食堂、飲食店、家庭内など）で本件業務に係る内容を話してはならない。

ウ 発注者の承諾がある場合を除き、ソーシャルメディアにおいて本業務に係る内容及び本業務を推察できる内容の発信を行ってはならない。

9 セキュリティ事案発生時の連絡・対応

受注者は、本業務に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合の連絡・管理体制をあらかじめ定めるとともに、情報セキュリティインシデントの発生又は発生したおそれがある場合には次の対応を行わなければならない。

(1) 一報

受注者は、発注者が指定した連絡窓口にて、最初に事案を認識した時点から 60 分以内に一報の連絡をすること。

(2) 続報

一報後、発注者が求める事項について、速やかに続報の連絡を行うこと。

(3) 受注者による公表

情報セキュリティインシデント事案の発生について受注者が公表する場合には、事前に発注者に対して公表を行う旨の連絡をするものとする。ただし、損害の発生が生じる可能性があり急を要するなど、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

機密データの保存等に関する届出書

年 月 日

(住所)

(氏名又は法人名等)

年 月 日付け「 業務委託契約」に係る業務について、業務の遂行において取り扱う機密データの保存等について次のとおり届け出ます。

<p>1 機密データの保存に使用する媒体等の名称 例 USBメモリ、社内PC内ストレージ、外付けハードディスク</p>	
<p>2 機密データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地等 例 米国、システム管理に関するログ情報を保管</p>	<p><input type="checkbox"/> 日本国内のみ <input type="checkbox"/> 日本国外（全部又は一部） (国名) (日本国外に保存する機密データの概要)</p>
<p>3 オンラインストレージ等のクラウドサービスの利用の有無 ※ 利用契約先が複数ある場合には、サービスごとに記載してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 (利用契約先の情報) ア サービス名称 イ 利用契約先の名称 ウ 機密データの物理的保存先に係る情報等 <input type="checkbox"/> 無</p>
<p>4 利用するオンラインストレージ等のクラウドサービスの第三者認証の情報 ※ 3が「有」の場合のみ記載してください。 ※ 利用契約先が複数ある場合には、サービスごとに記載してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 (第三者認証の名称：) <input type="checkbox"/> 無</p>

<p>5 生成A Iの利用の有無</p> <p>※ 本業務の機密データの取扱いについて、生成A I又は生成A Iを利用したサービスでの利用の有無を回答してください。また、有とした場合にはアからウについて記載してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 有</p> <p>ア 利用サービス名</p> <p>イ サービス提供事業者</p> <p>ウ 生成A Iを利用する業務及び作業の具体的な内容</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p>
<p>6 再委託等の有無</p> <p>※ 本契約に係る業務に関して機密データの全部又は一部の取扱いを第三者に委託する予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたる委託をする場合及び子会社に委託をする場合を含みます。子会社は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。）。</p>	<p><input type="checkbox"/> 有</p> <p>（再委託先等の名称）</p> <p>（再委託先等に委託する具体的な業務内容）</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p>

※ 今回の届出事項に変更があった場合には、再度届出を行ってください。

【注記事項】

- 1 機密データの保存等の状況により、安全管理措置上の問題が生じる場合には、機密データの保存方法等について変更を求める場合があります。
- 2 再委託等を行う場合には、あらかじめ発注者の書面による承諾を得る必要があります。
- 3 再委託先等がある場合には、当該再委託先等もこの届出書を提出する必要があります。

指定自動車教習所職員講習業務委託仕様書

1 目的

道路交通法第108条の2第1項第9号に規定する指定自動車教習所職員講習の業務委託について、その仕様を定めるもの。

2 委託業務名

指定自動車教習所職員講習業務委託

3 実施場所

- (1) 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター
- (2) 福山市瀬戸町大字山北54番地2
広島県東部運転免許センター

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 支払方法

履行確認後、四半期ごとの口座振替払とする。

6 業務の内容

別添「指定自動車教習所職員講習業務委託処理要領」による。

7 受講者及び講習回数を受講予定者数(令和8年度)

- (1) 受講者

副管理者	93人
技能検定員	392人
教習指導員	324人
- (2) 実施回数

副管理者	講義式	2回
技能検定員	講義式	4回
	実習	8回
教習指導員	講義式	4回
	実習式	8回

8 その他

本講習は、講習場所を広島県運転免許センター及び広島県東部運転免許センターに指定しているが、行政財産の使用許可に該当しないため、教場及びコース等の施設の使用料及び必要経費の徴収は行わない。

別添

指定自動車教習所職員講習
業務委託処理要領

広島県警察本部 交通部
運転免許課
(令和8年度)

指定自動車教習所職員講習業務委託処理要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第9号に定める指定自動車教習所職員講習（以下「講習」という。）に関する業務委託の実施について、契約書に定めるもののほか必要な事項を定め、もって講習が適正に処理されることを目的とする。

第2 受講対象者

県内の指定自動車教習所に所属する、法第99条の2に規定する技能検定員（以下「技能検定員」という。）、法第99条の3に規定する教習指導員（以下「教習指導員」という。）、及び卒業証明書又は修了証明書の発行に関し監督的な地位にあり、かつ、指定自動車教習所の管理者（以下「管理者」という。）を直接に補佐する職員（以下「副管理者」という。）とする。

第3 講習の実施内容等

- 講習は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。）第38条第9項第2号に定める受講者の規定及び受講者の区分に応じ、別表「指定自動車教習所職員講習の講習科目及び時間割り等」により実施する。
- 受講対象者1人に対する講習回数及び講習時間については、次表のとおりとする。

受講者区分	講習回数	講習時間
副管理者	1回/年	6時間/1日間
技能検定員	1回/年	10時間/2日間
教習指導員	1回/年	9時間/2日間

第4 留意事項

- 教習指導員であり、かつ、技能検定員である受講者に対しては、原則として、主として従事している資格に対応する講習を行うこと。
- 副管理者であり、かつ、教習指導員又は技能検定員である受講者に対しては、副管理者に対する講習のほか、原則として、主として従事している資格に対応する講習を行うこと。

第5 講習の場所

講習は、広島県運転免許センター（以下「免許センター」という。）又は広島県東部運転免許センター（以下「東部免許センター」という。）において行うものとし、自動車の運転技能の実習、模擬教習や模擬技能検定は、四輪又は二輪コースを、その他にあつては、講習室及び運転シミュレーター等の資器材を使用して実施すること。

第6 講習実施計画

- 講習を実施するに当たっては、別添「令和8年度指定自動車教習所職員講習実施計画表」に基づき、契約締結後すみやかに広島県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）と協議のうえ別記様式第1号「令和8年度指定自動

車教習所職員講習実施計画」を策定すること。

- 2 免許センター及び東部免許センターの講習室並びにコース等の施設の使用可能な日時については、別途調整する。

第7 受講対象者の調査

公安委員会から管理者に対し受講対象者を通知する必要から、別記様式第1号「令和8年度指定自動車教習所職員講習実施計画」を策定後すみやかに、各指定自動車教習所に対して受講者区分（副管理者、技能検定員、教習指導員）ごとの受講予定者の調査を行い、別記様式第2号「職員講習受講計画表（令和8年度）」により運転免許課長に報告すること。

第8 講習実施体制

1 講習業務管理者

- (1) 講習の場所に講習に関する業務の管理、講習指導員等の指導及び監督等に当たる者（以下「講習業務管理者」という。）を置くこと。

- (2) 講習業務管理者の責務

ア 業務委託に関し特異な事案（施設の損壊、車両の故障、傷病人等）が生じた場合には、即時対応するとともに、別記様式第3号「特異事案発生報告書」により警察本部長に速やかに報告すること。

イ 講習種別ごとに公安委員会が通知した者の受講状況について点呼を取るなどして確認し、病気その他の理由で、急な欠席又は早退した受講者がいる場合は、公安委員会（運転免許課長）及び管理者に対して連絡調整すること。

- (3) 講習業務管理者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者であること。

ア 25歳以上の者であること。

イ 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に3年以上あった者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

(ア) 法第99条の2第4項第2号ロに該当する者

(イ) 法第117条の2第2項第1号若しくは第2号の罪、法第117条の2の2第1項第9号若しくは第2項の罪、法第118条第2項第3号若しくは第4号の罪、法第119条第2項第4号の罪又は法第119条の2の4第2項の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(ロ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条の罪若しくは第5条の罪、又は法に規定する罪（(イ)に掲げる罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

2 講師

講師は、講習事項に関して専門的な知識又は技能を有する者であって、保有する運転免許の種類（免許の効力を停止されている者を除く。）、自動車等の運転経歴、

年齢、交通安全に関する業務の経歴等を考慮し、人格、経験及び教育能力において適格性があると認められる者の中から運転免許課と協議の上、次に掲げるものを従事させること。

- (1) 教習指導員に係る講習科目のうち、「教習指導員として必要な教育についての知識」に関しては、教育学、心理学等の専門的な知識を有する有識者等
- (2) 教習指導員に係る講習科目のうち、「教習指導員として必要な自動車の運転技能」、「技能教習の教習方法」及び「学科教習の教習方法」に関しては、教習指導員の資格を有し、指定自動車教習所において現に選任され、教習指導員の業務に5年以上従事した経験がある指導力に優れた者等
- (3) 技能検定員に係る講習科目のうち、「技能検定員として必要な自動車の運転技能」及び「自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法」に関しては、技能試験官又は技能検定員の資格を有し、指定自動車教習所において現に選任され、技能検定員の業務に5年以上従事した経験がある指導力に優れた者等
- (4) 副管理者に係る講習科目のうち、「自動車教習所の管理に関する知識」に関しては、管理者又は管理監督に関する業務に3年以上従事した経験があり、知識及び実務経験が豊富な者等

3 その他

講習業務管理者及び各講師にあつては、別記様式第4号の名札を着用させ、その身分を明らかにすること。

第9 教習教材

1 教本及び視聴覚教材等

教本及び視聴覚教材等は、「指定自動車教習所の教習の標準」、「指定自動車教習所の業務指導の標準」、「運転免許技能検定実施基準」、「普通自動車技能教習指導要領例」、「大型・普通自動二輪車技能教習指導要領例」、「指定自動車教習所実務必携」のような一般的な教本のほか、運転免許課等が提供する都道府県の交通実態・事故事例等に関する資料、視聴覚教材等を活用すること。

2 自動車

- (1) 自動車による実習が適切に実施できるよう、任意保険加入の講習車両を実施計画に基づく台数準備すること。
- (2) 講習車両には、他の試験車両等と区別するため、別記様式第5号に定める「講習車両表示シート」を講習車両の左右側面に貼付表示すること。

第10 学級編成・グループ編成、講師の配置基準

1 1学級は、30人の編成を基準とする。

この場合、適切な講習を実施するため、可能な限り受講者の経験年数等の態様に応じた学級の編成に配慮すること。

- 2 自動車による実習については、自動車の種類ごとに1グループ4名を単位とし、1グループについて講師1名が担当すること。

第11 講習方法

- 1 講師の人選や教本及び視聴覚教材等の内容については、工夫を凝らし、惰性に陥ることがないようにすること。
- 2 講義においては、必要に応じて講師が受講者に質問を発し、発表をさせ、効果測定を行い、また、討議式を活用するなどして模擬実習以外においても参加・体験・実践型の方法によるよう努めること。
- 3 教習指導員及び技能検定員に対しては、自動車による運転技能、模擬教習や模擬技能検定を効果的に行い、個別的指導を徹底すること。
- 4 講習科目のうち実技を伴う講習、オンラインで行うことが適当でない科目を除いてオンラインによる講習を実施しても差し支えない。
ただし、現行法令の講習制度を前提に講習の水準を維持しつつ、受講確認等を確実に実施すること。

第12 講習指導案

講習は、別表「指定自動車教習所職員講習の講習科目及び時間割り等」に基づき、講習指導案を作成して実施すること。

第13 受講できなかった者の措置

- 1 病気その他の理由で、欠席又は早退した受講者に対しては、その理由がやんだ後速やかに日時、場所を指定して補充講習を行うこと。
- 2 補充講習は、受講者の資格に対応する講習を以って充てることができる。

第14 その他

1 事故防止等

講習中の各種事故防止の万全を期すため、講師は特段の配意をするとともに、実技講習の実施前に講習車両の日常点検をさせること。

2 みなし教習指導員に対する講習

道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条第2項に規定するみなし教習指導員の、それぞれ従事することのできない部分に相当する講習科目については、模擬教習の観察学習を行うこと。

第15 個人情報の保護に関する事項

1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律の規定を遵守し、適正に取り扱うこと。

2 取り扱うべき個人情報の範囲

氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3 個人情報の利用目的

取り扱う個人情報は、委託を受けた講習の実施及び委託業務に付随する事務に限定して利用すること。

ただし、個人番号については、メモ等を含めて一切の取扱いを行わないこと。

4 目的外利用及び公安委員会以外の第三者への提供の禁止

委託を受けた講習事務に関して取得した個人情報については、前記3の利用目的以外に利用し、又は公安委員会以外の第三者へ提供してはならない。

5 個人情報の安全管理措置の徹底

取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止など個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講ずるとともに

○ 従業者に対する指導監督

○ 利用目的の達成に必要な範囲における個人データの取扱い

を委託する場合の委託先に対する指導監督を適切に行わなければならない。

6 個人情報の保存期間

(1) 講習業務に関して取り扱った個人情報が含まれる文書等は、整理編綴のうえ、委託期間満了の日の翌日から起算して1年間保存すること。

(2) 保存期間が満了した文書は、個人情報が漏えいしない方法により確実に廃棄すること。

指定自動車教習所職員講習の講習科目及び時間割り等

副管理者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			1時間
1 自動車教習所に関する法令等についての知識	1 指定自動車教習所の現状と問題点 (1) 指定自動車教習所の現状 (2) 指定自動車教習所の問題点 2 教習所関係法令 (1) 教習所の指定、監督及び処分に関する法令 (2) 免許関係法令	講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定自動車教習所卒業生の運転免許取得者に占める割合は極めて高く、指定自動車教習所は初心運転者の事故防止上重要な役割を果たしている。しかしながら、その卒業生の事故・違反が多い現状を説明し、最近における卒業証明書等の発行禁止の処分や教習指導員資格者証等の返納命令を受けた例を挙げるなど、現状の問題点について認識させる。 ○ 指定自動車教習所が極めて高い社会性を有することに鑑み、企業として採算性を図るだけでなく、その業務の公共性、社会性から一定の制約を受けることを認識させる。 指定自動車教習所の卒業生が技能試験を免除されることから、適正かつ効果的に教習業務等を遂行すべき義務があることを強調する。 ○ 教習所関係法令中、特に指定要件に関する事項を中心に説明し、その維持、向上に努めるべきことを説明する。 ○ 免許制度の概要について、教習所の事務処理の管理、監督に必要な範囲でその概要を説明する。 ○ 免許試験関係法令について、技能検定と技能試験との関係、学科教習と学科試験免除との関係等教習事務に必要な事項を解説する。 ○ 行政処分関係法令の概要について、運転者の指導及び指導員の管理のため必要な範囲で概要を説明する。 	
2 自動車教習所の管理に関する知識	1 教育理論等 (1) 初心運転者教育の在り方 (2) 教育理論	講義又は討議 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初心運転者が指導者に大きな影響を受けること、また、そのため指導の基本に沿って指導を行わなければならないことを説明し、管理的立場にある者として教育に対する理念を持つべきことを強調する。 ○ 学習の理論について、管理者の立場にある者として必要な範囲で説明する。 	1時間
	2 教習所の管理と監督 (1) 管理及び監督の原則 (2) 管理及び監督の実務	講義 教本、視聴覚教材等	<p>下記の点について、立入検査の結果や、提出された報告資料から把握された問題点を中心に述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定の目的に沿った教習を行うため、物的要件を整備するとともに、人的要件を組織し、物的要件と人的要件を組み合わせる一定の計画の下に適正に運営しなければならないことを実例を取り上げながら説明する。 ○ 次の事項について実例を取り上げながら具体的に説明する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 施設管理（コース、教室等の施設、設備、教育器具等の物的施設の維持と保全） イ 職員管理（教習の主体となる指導員等に対する計画的な教育訓練、指示及び助言） ウ 教習生管理（教習の確保、入所と入所後の移動等） エ 保健管理（職員、教習生の健康の保持、増進、特に次の事項） <ul style="list-style-type: none"> (ア) 保健管理のための組織と運営 (イ) 保健管理のための施設と環境 オ 教習課程の管理（教習課程の意義、教本、視聴覚教材等の使用及び教習課程の実施の管理） カ 労務管理（適正な教習時間の確保の面からみた管理） キ 人事管理（公明、明朗な職場の維持の面からみた管理） 	2時間

別表

			ク 指定自動車教習所関係事務の管理（事務処理の効率化、適正化）	
	3 事務処理要領 (1) 事務処理要領の解説 (2) 管理、監督及び事務処理に関する検討会	講義及び討議 教本、視聴覚教材等	○ 公安委員会の定めた事務処理に関する規定、通達等の内容について、最近における改正事項や不適切な事例を取り上げ、管理者的立場にある者として必要な範囲において具体的に説明する。 ○ 管理、監督及び事務処理に関し、受講者自らの体験及び研究結果等を報告して、相互検討を行うことにより、管理、監督等に関する実務能力の向上を図る。	2 時間
講 習 時 間 合 計				6 時間

備考1 講習時間は、特別の事情がある場合は、道路交通法施行規則第38条第9項第2号に規定する範囲内において変更することができる。

2 「副管理者」とは、卒業証明書又は修了証明書の発行に関し監督的な地位にあり、かつ、管理者を直接補佐する指定自動車教習所の職員をいう。

3 講習効果の確認のため、必要に応じて効果測定を行うこと。

4 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

技能検定員用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			1時間
1 教則の内容と なっている事項	1 教則の内容及びその基 礎的事項 (1) 自動車の交通方法及 びその基礎的事項 (2) 人間の感覚と判断 (3) 自動車と自然の法則	講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教則の内容で最近改正された事項のうち、特に技能検定に必要な範囲（採点基準に関連する事項を中心とする。）について解説する。 ○ 人間の感覚や判断能力に一定の限界があり、このことを自覚して運転しなければならないことを反応時間、視力や視野の関係等から事故事例・データと関連づけながら説明する。 ○ 慣性と摩擦、遠心力及び重心と重力等自動車に影響を及ぼす自然の法則のうち主なものについて、事故事例・データと関連づけながら説明する。 	1時間
2 自動車教習所 に関する法令等 についての知識	1 技能検定員として必要 な一般的知識 (1) 教習所の使命 (2) 指定基準の維持及び 教習水準の向上 (3) 教習所職員としての 心構え 2 教習所関係法令 (1) 教習所の指定、監督 及び処分に関する法令	講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定自動車教習所は、初心運転者の養成機関であるが、同時に運転者の資質を向上させることにより交通事故の防止を図るための教育を行う使命を持ち、その社会性、公共性は極めて高いことを改めて認識させる。 ○ 次のことを最近の適合命令、卒業証明書等の発行禁止処分等の技能検定に係る処分事案を取り上げて強調する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 指定基準の維持 教習所の指定は、単に物的、人的の基準についてのみでなく、運営上の基準を含めて行われるもので、これらの基準は、指定後も継続して維持されなければならないこと。 イ 教習水準の向上と適正な検定の実施 運営上の基準の維持はもとより、変化する交通の情勢に対応できるよう、常に教習水準の向上を図るとともに、適正な技能検定を実施すること。 ○ 次の事項を中心に職員としての心構えを再認識させる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 職員としての自覚 教習所の使命を理解し、職員としての倫理観を持つとともに、常に技能試験を実質的に代行する者としての知識技能の研鑽に努めること。 イ 接遇 接遇に当たっては、次の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> (7) 清潔な服装をするとともに、他人に不快の念を起させない身だしなみをする。 (4) わかりやすい、やさしい言葉遣いをする。 (9) 親しみやすい態度をとる。 要するに、受検生の立場に立って親切丁寧な応対や検定を行うことが接遇の要点であること。 ○ 教習所の指定、監督及び処分等法令に定める事項を解説して、教習所が法令に準拠した初心運転者の教育機関であることを再認識させる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 指定の意義 運転者の資質向上のための教育を行うことを信託されたものであること。 イ 検査及び資料の提出 監督の一環であり、教習所の適正化を図るもので、技能検定の立会もその一つであること。 ウ 指定解除及び卒業証明書等の発行禁止 教習所に対する処分の制度は、技能試験免除の効果を担保しようとするものであること。 エ 受講命令 公安委員会の行う講習を受けるほか、自らも知識及び技能の向上に努めなければならないこ 	1時間

別表

	(2) 技能検定に関する基準		と。 ○ 次の事項について、技能検定員として必要な範囲で解説する。 ア 技能検定員の要件 イ 技能検定の受検要件 ウ 技能検定の実施方法及び合格基準（技能試験の実施方法）	
3 技能検定の実施に関する知識	技能検定の実施方法に関する知識	講義及び討議 教本、視聴覚教材等	○ 運転免許技能試験実施基準（以下「実施基準」という。）のうち、試験の実施手順、試験課題履行条件等技能試験の実施方法について解説する。	4 時間
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	技能検定の評価方法に関する知識	講義及び討議 教本、視聴覚教材等	○ 実施基準のうち、採点基準について解説するとともに、技能検定の立会検査等において見いだされた問題点についてグループ討議形式により検討させ技能検定の評価方法に関する知識を把握させる。	
5 技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能検定に必要な運転技能	実習 教本、自動車等	○ 試験場コース等において、受講者が主として検定を行っている車種に応じ、1グループ4人を単位として、実車により走行させて、受講者各人の運転技能を点検し、欠陥の矯正を行うことにより運転技能の向上を図る。	4 時間
6 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	(1) 運転技能の観察力 (2) 運転技能の採点方法		○ 試験場コース等において、受講者が主として検定を行っている車種に応じ、1グループ4人を単位として、モデル受検者の走行を基準に基づいて採点させ、その採点状況を講評するなどの方法で適正な観察及び採点要領を把握させ、運転技能の観察力及び採点方法の向上を図る。 また、特定の項目等について、代表者に教室において模擬教習を行わせ、その教習状況について討議、講評を行うか、又は講師自らが教習を行うものを見学させた後討議するなどの方法で教習重点、教習の進め方及び教材の活用方法などを把握させ、教習方法の向上を図る。	
講 習 時 間 合 計				10 時間

備考1 講習時間は、特別の事情がある場合は、道路交通法施行規則第38条第9項第2号に規定する範囲内において変更することができる。

2 講習効果の確認のため、必要に応じて効果測定を行うこと。

3 休憩時間は、講習時間以外に适当時間設けること。

教習指導員用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			1時間
1 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1 教則の内容及びその基礎的事項 (1) 自動車の交通方法及びその基礎的事項 (2) 人間の感覚と判断 (3) 自動車と自然の法則 2 その他自動車の運転に必要な知識 (1) 初心者の交通事故の特徴 (2) 自動車の構造及び運転理論 (3) 安全運転の手順	講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教則の内容で最近改正された事項のうち、自動車の交通方法について教習を行う上に必要な範囲において解説するとともに、その根拠となる事項及び基礎的理論を理解させるようにする。 ○ 人間の感覚や判断能力に一定の限界があり、このことを自覚して運転しなければならないことを反応時間、視力や視野の関係等から事故事例・データと関連づけながら説明する。 ○ 慣性と摩擦、遠心力及び重心と重力等自動車に影響を及ぼす自然の法則のうち主なものについて事故事例・データと関連づけながら説明する。 ○ 教則の内容に関連して、初心者の交通事故の状況を統計的に説明し、その特徴を分析して教習への反映を図る。 ○ 自動車の基本的な仕組みの概要と運転のために交通事故の事例・データを関連づけて説明する。 ○ 安全な運転をするためには、「認知」、「判断」、「操作」の過程があり、そのうちのいずれの過程での誤りも事故につながることを強調する。 また、交差点の通行、追越し等の具体的な運転行動について、前期の過程に基づいて手順化して教習すべきことを事例を挙げて説明する。 	1時間
2 自動車教習所に関する法令等についての知識	1 教習指導員として必要な一般的知識 (1) 教習所の使命 (2) 指定基準の維持及び教習水準の向上 (3) 教習所職員としての心構え		<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定自動車教習所は、初心運転者の養成機関であるが、同時に運転者の資質を向上させることにより交通事故の防止を図るための教育を行う使命を持ち、その社会性、公共性は極めて高いことを改めて認識させる。 ○ 次のことを最近の適合命令、卒業証明書等の発行禁止処分等の教習に係る処分事案を取り上げて強調する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 指定基準の維持 教習所の指定は、単に物的、人的の基準についてのみでなく、運営上の基準も含めて行われるもので、これらの基準は、指定後も継続して維持されなければならないこと。 イ 教習水準の向上 運営上の基準は、教習環境、教習機材及び教習方法並びに指導員の教習能力等が含まれるが、これらは、指定時の水準を維持すべきことはもとより、変化する交通の情勢に対応できるよう、常に向上を図ること。 ○ 次の事項を中心に職員としての心構えを再認識させる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 職員としての自覚 教習所の使命を理解し、職員としての倫理観を持つとともに、常に専門的教育者としての知識技能の研鑽に努めること。 イ 接遇 教育は、教えられる者が教える者を信頼するところから始まるので、接遇に当たっては、次の点に留意すること。 (ア) 清潔な服装をするとともに、他人に不快の念を起させない身だしなみをする。 (イ) わかりやすい、やさしい言葉遣いをする。 (ウ) 親しみやすい態度をとる。 	1時間

	<p>2 教習所関係法令</p> <p>(1) 教習所の指定、監督及び処分に関する法令</p> <p>(2) 教習に関する基準</p>		<p>要するに、教えられる教習生の立場に立って親切丁寧な応対や教習を行うことが接遇の要点であること。</p> <p>○ 教習所の指定、監督及び処分等法令に定める事項を解説して、教習所が法令に準拠した初心運転者の教育機関であることを再認識させる。</p> <p>ア 指定の意義 指定の目的から運転者の資質向上のための教育を行うことを信託された機関であること。</p> <p>イ 検査及び資料の提出 監督の一環であり、教習所の適正化を図るもので、技能検定の立会もその一つであること。</p> <p>ウ 指定解除及び卒業証明書等の発行禁止 教習所に対する処分の制度は、技能試験免除の効果を担保しようとするものであること。</p> <p>エ 受講命令 教習所は絶えずその基準及び教習水準の向上を図る義務を持つ。そのため、公安委員会の行う講習を受けるほか、自らも知識及び技能の向上に努めなければならないこと。</p> <p>○ 次の事項について教習指導員として必要な範囲で解説する。</p> <p>ア 教習指導員の要件</p> <p>イ コース及び教習車両の基準及びその整備</p> <p>ウ 教習の時間及び方法</p> <p>エ 教習効果の確認（みきわめ）の方法</p> <p>なお、関連して技能検定、運転免許試験の実施方法等についても解説しておくこと。</p>	
<p>3 教習指導員として必要な教育についての知識</p>	<p>1 教習指導員として必要な基礎的教育理論</p> <p>(1) 学習指導の準備</p> <p>(2) 学習の理論</p> <p>2 自動車の運転適性についての知識</p> <p>(1) 性格等に関する運転適性</p> <p>(2) 適性診断票の読み方</p> <p>(3) 技能教習への反映</p>	<p>講義及び討議 教本、視聴覚教材等</p>	<p>○ 効果的な教習を行うためには、次の準備が必要であることを説明する。</p> <p>ア 学習のねらいの明確化と学習目標の設定</p> <p>イ 効果的に学習を進めるための教案の作成</p> <p>ウ 次の事項を重点とする学習の進め方の研究</p> <p>(ア) 学習意欲の向上を図ること。</p> <p>(イ) 教場の雰囲気作りをすること。</p> <p>(ウ) 教師に対する信頼感を植え付けること。</p> <p>○ 以下の点に関し、具体的に説明（又はグループ討議）する。</p> <p>ア 効果的な学習方法と教授方法 次のことが、学習効果を高めることを具体的に説明する。</p> <p>(ア) 学習目標を提示すること。</p> <p>(イ) 学習場面における特性を理解すること。</p> <p>(ウ) 学習を受ける者の年齢、性別、能力及び興味等の個人差による相違を知ること。</p> <p>イ 学習、記憶方法の概要</p> <p>(ア) 全体学習と部分学習について</p> <p>(イ) 論理的、図式的、機械的及び記銘等の記憶方法について</p> <p>ウ 学習補助手段の利用方法 板書、視聴覚教材の利用、実物の提示及び実演の効果について説明する。</p> <p>エ 学習の反復効果 連続反復及び適当な間隔をおいての学習の効果について説明する。</p> <p>注 本項目について講義により説明する場合には、対象指導員に応じて必要な事項に重点をおき、教習上の具体的事例を引用するなどして興味を持たせるよう配慮すること。</p> <p>○ 事故多発傾向者の存在とその検出法を概説するとともに、適性診断票の読み方、指導助言の仕方について説明し、教習生の特性に応じた教習を行うことが教習効果の向上につながることを説明する。</p>	1 時間
<p>4 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p>	<p>教習指導員として必要な運転技能</p>	<p>実習 自動車等</p>	<p>○ 試験場コース等において、受講者が主に教習を行っている車種に応じ、1グループ4人を単位として実車により走行させて、受講者各人の運転技能を点検し、欠陥の矯正を行うことにより運転技能の向上を図る。</p>	4 時間

5 技能教習の教習方法	(1) 技能教習の方法 (2) みきわめの方法	実習 教本、自動車、運転シミュレーター等	○ 試験場コース等において、受講者が主に教習を行っている車種に応じ、1グループ4人を単位として、実車等によりモデル教習生の指導を行わせ、他の者にはこれを観察させ、教習状況について講評を行い、観察した受講者に指摘させる等の方法で、教習重点及びみきわめの重点等を把握させ、技能教習の向上及びみきわめの統一を図る。 ○ 指定された項目等について、代表者が教室において模擬教習を行い、その教習状況について討議、講評を行うか、又は講師自らが教習を行うものを見学させた後討議するなどの方法で、教習重点、教習の進め方及び教材の活用方法などを把握させ、教習方法の向上を図る。	
6 学科教習の教習方法	(1) 教習の重点 (2) 教習の進め方 (3) 教材の活用方法	実習 教本、自動車の構造見本、視聴覚教材等	○ 特定の項目等について、教室において模擬教習を行わせ、その教習状況について討議、講評を行うか、又は講師自らが教習を行うものを見学させた後討議するなどの方法で、教習重点、教習の進め方及び教材の活用方法などを把握させ、教習方法の向上を図る。	2時間
講 習 時 間 合 計				9時間

備考1 講習時間は、特別の事情がある場合は、道路交通法施行規則第38条第9項第2号に規定する範囲内において変更することができる。

2 講習効果の確認のため、必要に応じて効果測定を行うこと。

3 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別添

令和 8 年度指定自動車教習所職員講習実施計画表

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
副 管 理 者		講義 2											講義 2
技能検定員	実習 2 講義 1			実習 2 講義 1			実習 2 講義 1		実習 2 講義 1				実習 8 講義 4
教習指導員	実習 2 講義 1			実習 2 講義 1			実習 2 講義 1	実習 2 講義 1					実習 8 講義 4

※ 枠内の数字は、回数を示す。

別記様式第1号

令和 年 月 日

広島県警察本部長様

(受託者)

名 称

代表者職氏名

令和8年度指定自動車教習所職員講習実施計画

講習実施計画にあつては、

- 別紙1 講習業務管理者割当表（令和8年度）
- 別紙2 令和8年度職員講習受講割当表
- 別紙3 令和8年度職員講習技能指導計画表

のとおり

講習業務管理者割当表(令和8年度)

講習区分	講習年月日		講習業務管理者
副管理者講習	通年担当		
<input type="checkbox"/> 免許センター <input type="checkbox"/> 東部免許センター	講義	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 免許センター <input type="checkbox"/> 東部免許センター	講義	令和 年 月 日	
技能検定員講習	通年担当		
<input type="checkbox"/> 免許センター <input type="checkbox"/> 東部免許センター	実習	令和 年 月 日	
	実習	令和 年 月 日	
	講義	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 免許センター <input type="checkbox"/> 東部免許センター	実習	令和 年 月 日	
	実習	令和 年 月 日	
	講義	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 免許センター <input type="checkbox"/> 東部免許センター	実習	令和 年 月 日	
	実習	令和 年 月 日	
	講義	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 免許センター <input type="checkbox"/> 東部免許センター	実習	令和 年 月 日	
	実習	令和 年 月 日	
	講義	令和 年 月 日	
教習指導員	通年担当		
<input type="checkbox"/> 免許センター <input type="checkbox"/> 東部免許センター	実習	令和 年 月 日	
	実習	令和 年 月 日	
	講義	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 免許センター <input type="checkbox"/> 東部免許センター	実習	令和 年 月 日	
	実習	令和 年 月 日	
	講義	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 免許センター <input type="checkbox"/> 東部免許センター	実習	令和 年 月 日	
	実習	令和 年 月 日	
	講義	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 免許センター <input type="checkbox"/> 東部免許センター	実習	令和 年 月 日	
	実習	令和 年 月 日	
	講義	令和 年 月 日	

注 講習区分ごとに年間を通じて講習業務管理者が同一である場合は、通年担当欄に記載すること。

職員講習受講計画表（令和8年度）

指定自動車教習所名

区分	講習月日 [実施場所]		受講者氏名		
	副管理者	月 日 () []			
月 日 () []					
技能 検定員	合同講習	技能講習			
	月 日 () []	月 日 ()			
		月 日 ()			
	月 日 () []	月 日 ()			
		月 日 ()			
	月 日 () []	月 日 ()			
		月 日 ()			
	月 日 () []	月 日 ()			
		月 日 ()			
	合同講習	技能講習			
	月 日 () []	月 日 ()			
		月 日 ()			
月 日 () []	月 日 ()				
	月 日 ()				
月 日 () []	月 日 ()				
	月 日 ()				

退職予定検定員・指導員氏名 (退職予定年月日)	(年 月 日)			
----------------------------	----------	----------	----------	----------

広島県警察本部長様

(講習業務管理者)

特異事案発生報告書

みだしのことについて、次のとおり報告します。

項目	内容
講習種別	<input type="checkbox"/> 副管理者講習 <input type="checkbox"/> 技能検定員講習 <input type="checkbox"/> 教習指導員講習
発生日時	令和 年 月 日 () 午 時 分 ころ
発生場所	
担当指導員	
事案の概要	
受講者	
講習業務管理者等の措置	
備考	

<p>年度</p> <p>指定自動車教習所</p> <p>_____ 講習</p> <p>講習業務管理者</p> <p>氏名 _____</p> <p>受託業者名 _____</p>

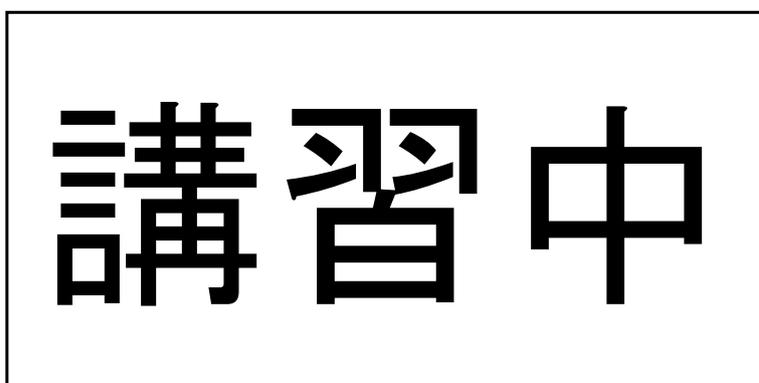
講習業務管理者名札

<p>年度</p> <p>指定自動車教習所</p> <p>_____ 講習 講師</p> <p>氏名 _____</p> <p>受託業者名 _____</p>

講習講師名札

※ 大きさ～55mm×90mm

講習車両表示シート



※ 様式

大きさ～250mm×500mm

マグネット式

背景色～蛍光黄色

文字色～黒色

別添

平成 21 年 1 月 28 日

広島県公安委員会

指定自動車教習所職員講習の実施を委託することができる者として 公安委員会が認定するための基準

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の 2 第 3 項及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。）第 38 条の 3 の規定により、指定自動車教習所職員講習（法第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する講習をいう。）を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認める一般社団法人又は一般財団法人その他の者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

なお、平成 14 年 2 月 27 日付け「道路交通法施行規則第 38 条の 3 の規定に基づく講習を委託することができる公益法人その他の者を認める件」（広島県公安委員会）のうち、別表 4「第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に掲げる講習（指定自動車教習所職員法定講習）」については、本件「認定基準」に基づき新たに委託業務を開始した日をもって廃止する。

1 組織要件

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする法人であること。
- (2) 主たる事務所を広島県内に有していること。
- (3) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とするものでないこと。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 119 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
 - ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
 - オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 指定自動車教習所（法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所をいう。）を設置する者又はこれらの者を構成員とする者であること。

2 設備要件

(1) 教本及び視聴覚教材等

教本及び視聴覚教材等は、「指定自動車教習所の教習の標準」、「指定自動車教習所関係事務処理要領」、「運転免許技能検定実施基準」、「普通自動車技能教習指導要領例」、「大型・普通自動車二輪車技能教習指導要領例」、「講習ハンドブック」等の一般的な教本のほか、広島県の交通実態・事故事例等に関する資料や視聴覚教材等を必要数準備できること。

(2) 自動車

自動車による実習が適切に実施できるよう、助手席に補助ブレーキを装着した任意保険加入の普通自動車を指定自動車教習所職員講習業務（以下「本業務」という。）の履行場所に10台以上配置できること。

3 能力要件

(1) 法第99条の2第4項の技能検定員資格者証又は法第99条の3第4項の教習指導員資格者証の交付を受け、かつ、満年齢65歳以下で指定自動車教習所において技能検定員又は教習指導員の業務に5年以上従事した者を講習指導員として本業務の履行場所に10名以上配置できること。

(2) 本業務を管理する者（以下「講習業務管理者」という。）として、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。）第35条第1項第1号及び第2号のいずれにも該当する者を本業務の履行場所に1名配置できること。

(3) 委託業務に関し特異な事案（施設の損壊、車両の故障、急病人等）が生じた場合は、講習業務管理者において即時対応できること。

(4) 講習業務管理者において、講習種別（副管理者講習・技能検定員講習・教習指導員講習）ごとに公安委員会が通知した者の受講状況について確認し、公安委員会及び指定自動車教習所管理者に対し連絡調整できること。

一般競争入札参加資格審査票

業 務 名	指定自動車教習所職員講習業務委託
資格確認申請法人 (申請日 令和 年 月 日)	所在地 法人名

審査項目	提出資料等			確認結果等		審査結果	審査に考慮すべき事項
	資料名	内容	問題点	提出資料	部内照会		
組織	1 地方自治法施行令第167条の4第1項(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)	<input type="checkbox"/> 登録業者名一覧表	○登録業者名一覧表に登載されている。				
	2 地方自治法施行令第167条の4第2項(不正行為等により一般競争入札に参加させない処分を受けている者)	<input type="checkbox"/> 業務委託入札参加資格指名除外者一覧表 <input type="checkbox"/> 登録業者名一覧表	○入札参加資格指名除外業者に該当しない。				
	3 業務委託の一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等によって「16E 研修等」又は「16Z その他」の資格を認定されている者であること。	<input type="checkbox"/> 登録業者名一覧表	○業務委託の一般競争入札に参加する者に必要な資格を認定されている。				
	4 本件調達のお知らせ日から開札日までのいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。	<input type="checkbox"/> 業務委託入札参加資格指名除外者一覧表	○入札参加資格指名除外業者に該当しない。				
	5 役員が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。	<input type="checkbox"/> 誓約書	○代表者名で該当しないことの誓約書を提出している。				
	6 役員が禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者でないこと。	<input type="checkbox"/> 誓約書	○代表者名で該当しないことの誓約書を提出している。				
	7 役員が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者でないこと。	<input type="checkbox"/> 誓約書	○代表者名で該当しないことの誓約書を提出している。				
	8 役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないものでないこと。	<input type="checkbox"/> 誓約書	○代表者名で該当しないことの誓約書を提出している。				
	9 役員がアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でないこと。	<input type="checkbox"/> 誓約書	○代表者名で該当しないことの誓約書を提出している。				

	10 道路における交通の安全に寄与することを目的とする法人であること。	<input type="checkbox"/> 定款の写し <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書	○道路における交通の安全に寄与することを目的とする法人である。					
	11 主たる事務所を広島県内に有していること。	<input type="checkbox"/> 定款の写し <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書	○主たる事務所を広島県内に有している。					
	12 指定自動車教習所を設置する者又はこれらの者を構成員とする者であること。	<input type="checkbox"/> 定款の写し <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書	○会員は指定自動車教習所の設置者及び管理者である。					
設備	13 一般的な教本のほか、広島県の交通実態・事件事例等に関する資料や視聴覚教材等を必要数準備できること。	<input type="checkbox"/> 誓約書	○代表者名で該当しないことの誓約書を提出している。					
	14 助手席に補助ブレーキを装着した任意保険加入の普通自動車を履行場所に10台以上配置できること。	<input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し <input type="checkbox"/> 自動車保険証券(任意)の写し	○必要な条件を満たす普通乗用車を配置できる。					
能力	15 道路交通法施行令第35条第1項第1号及び第2号のいずれにも該当する者を講習業務管理者として履行場所に1名配置できること。	<input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 運転免許証の写し	○講習業務管理者として提出された者は、25歳以上で道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に3年以上の経歴を有している。 ○講習業務管理者としての欠格事項に該当していない。					
	16 技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の交付を受け満年齢65歳以下で指定自動車教習所において技能検定員又は教習指導員の業務に5年以上従事した者を講習指導員として履行場所に10名以上配置できること。	<input type="checkbox"/> 資格者証の写し <input type="checkbox"/> 職員講習指導員名簿 (別記様式)	○講習指導員として提出された10名全員が技能検定員資格者証の交付を受けている。 ○技能検定員等の業務に5年以上従事している。					
	17 特異な事案が生じた場合、講習業務管理者において即時対応できること。	<input type="checkbox"/> 誓約書	○代表者名で能力条件に該当することの誓約書を提出している。					
	18 講習業務管理者において、講習種別ごとに公安委員会が通知した者の受講状況について確認し、公安委員会及び指定自動車教習所管理者に対し連絡調整できること。	<input type="checkbox"/> 誓約書	○代表者名で能力条件に該当することの誓約書を提出している。					

別記様式

指定自動車教習所職員講習指導員名簿

番号	氏名	生年月日	年齢	運転免許 取得年月日	業務 経歴	資格	
						種別	取得年月日
1		. .			年		. .
2		. .			年		. .
3		. .			年		. .
4		. .			年		. .
5		. .			年		. .
6		. .			年		. .
7		. .			年		. .
8		. .			年		. .
9		. .			年		. .
10		. .			年		. .
11		. .			年		. .
12		. .			年		. .
13		. .			年		. .
14		. .			年		. .
15		. .			年		. .
16		. .			年		. .
17		. .			年		. .
18		. .			年		. .
19		. .			年		. .
20		. .			年		. .

誓約書

●●は、

- 1 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とするものでないことを誓約します。
 - （1）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - （2）禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - （3）集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者で、指示、命令を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - （5）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 2 「指定自動車教習所職員講習の実施を委託することができる者として公安委員会が認定するための基準」に定める組織要件、設備要件、能力要件を備えていることを誓約します。

令和 年 月 日

広島県警察本部長 様

● ● ● ●

仕様書等に対する質問書

令和 年 月 日

広島県警察本部長様

所在地

商号又は名称

業務名：指定自動車教習所職員講習業務委託

質問事項	
------	--

別記様式

機密データの保存等に関する申出書

年 月 日

(住所)

(氏名又は法人名等)

今回の入札等の結果により、 から委託された場合の業務に関して、機密データの保存等については次のとおり取り扱う予定であることを申し出ます。

1 機密データの保存に使用する媒体等の名称	
2 機密データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地	<input type="checkbox"/> 日本国内のみ <input type="checkbox"/> 日本国外 (全部又は一部) (国名：)
3 機密データの利用・保存先として、オンラインストレージ等のクラウドサービスの利用予定の有無	<input type="checkbox"/> 有 (サービス名称：) <input type="checkbox"/> 無
4 生成A Iの利用予定の有無 ※ 本業務の機密データの取扱いについて、生成A I又は生成A Iを利用したサービスでの利用予定の有無を回答してください。また、有とした場合には利用する生成A Iのサービス名を記載してください。	<input type="checkbox"/> 有 (サービス名称：) <input type="checkbox"/> 無
5 再委託等の有無 ※ 今回委託予定の業務に関して機密データの全部又は一部の取扱いを第三者に委託する予定がある場合は「有」としてください(二以上の段階にわたる委託をする場合及び子会社に委託をする場合を含みます。子会社は、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

【注記事項】

- 1 この申出の内容は、入札等の結果に影響しませんが、機密データの保存等の状況により安全管理措置上の問題が生じる場合には、機密データの保存方法等について変更を求める場合があります。
- 2 再委託等を行う場合には、あらかじめ発注者の書面による承諾を得る必要があります。
- 3 入札等の結果に基づき契約の相手方となった場合、契約時に別途「機密データの保存等に関する届出書」により、クラウドサービス及び生成A Iの利用状況の詳細を届け出る必要があります(再委託先等がある場合には、再委託先等についても個別に届出書の提出が必要となります。)